

契 約 結 果 表

- 1 工事番号 令和5年度 復災道修 第2号
- 2 工事名 市道市ノ俣線仮設道路撤去修繕
- 3 工事場所 八代市坂本町中津道
- 4 工 種 道路撤去修繕工事
- 5 工事概要
仮設道路盛土撤去 V=600m³、舗装版撤去 A=190m²、大型土のう撤去 N=74袋、ガードレール撤去 L=44m
- 6 契約金額 ¥3,520,000
- 7 契約日 令和5年10月2日
- 8 工事期間 令和5年10月3日 ～ 令和5年11月30日
- 9 請負業者 住 所 八代市松崎町429-2
商号又は名称 (株)松中土建
代 表 者 代表取締役 松中幸治
- 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したものである。

本件は、市道市ノ俣線において、令和2年7月豪雨により被災し、通行不能となった区間へ応急的に設置した仮設道路を、被災箇所の復旧完了に伴い、早急に撤去することで、現道を活用できるようにするものである。

本箇所は、市道市ノ俣線と市道枳ノ俣線の分岐部に位置し、現在、同路線において、(株)松中土建が災害復旧工事を施工中であるが、市ノ俣線の進入については仮設道路を通行するため、大型車両の通行ができず、資材搬入や土砂運搬等を小型車で実施している状況である。

そのため、仮に他の業者に行わせる場合、狭隘な現場であり、災害復旧工事との車両が輻輳することから、安全性及び円滑で適切な施工の確保が困難となるため、本市にとって競争入札に付することが不利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年1月5日

契 約 結 果 表

- | | | | |
|----|-----------------------|---|-----------------------------|
| 1 | 工事番号 | 令和5年度 農管 第3号 | |
| 2 | 工事名 | 八代南部排水機場 1号主エンジン整備工事 | |
| 3 | 工事場所 | 八代市日奈久新開町 | |
| 4 | 工 種 | エンジン整備工事 | |
| 5 | 工事概要 | 八代南部排水機場にある1号主エンジンをオーバーホールを行い、整備補修(F点検)をする。 | |
| 6 | 契約金額 | ¥12,210,000 | |
| 7 | 契約日 | 令和5年10月4日 | |
| 8 | 工事期間 | 令和5年10月5日 | ～ 令和6年3月15日 |
| 9 | 請負業者 | 住 所 | 宇土市新松原町字佐野免150-2 |
| | | 商号又は名称 | ヤンマーエネルギーシステム(株) 熊本サポートセンター |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 田嶋満成 |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | |

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したもの。

八代南部排水機場は八代市南部地区にある農用地の湛水防除を目的とした施設であり、指定流域内にある排水路から流れてくる水を潮遊池に集め、排水ポンプで強制的に海に排水を行っている。

本件は、八代南部排水機場における排水ポンプ用ディーゼルエンジンについて、機器を分解した上で、内部部品の調査点検を行い、劣化した部品の交換・整備を実施するものである。なお、本エンジンは、1号主ポンプ原動機用のディーゼルエンジンで、ヤンマーディーゼル製である。

仮に他社が主要部品の更新や修繕を行った場合には、点検履歴の追跡をすることができなくなり、責任分界が不明瞭となることから、突発的なエンジンの故障の際、緊急対応が出来ずに長期間運転が停止する恐れがある。大雨時にもかかわらず排水ポンプの運転ができない場合は農用地が浸水し、湛水被害が発生するなど受益農地の農業経営に甚大な影響を及ぼす可能性がある。

以上のことより、本件は競争入札に付することが不利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、ヤンマーディーゼル製品のメンテナンスサポートを行っているヤンマーエネルギーシステム株式会社熊本サポートセンターと随意契約するものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年1月5日

契 約 結 果 表

1	工事番号	令和5年度 文振鏡 第1号
2	工事名	鏡文化センター舞台吊物機構設備修繕
3	工事場所	八代市鏡町内田468-1
4	工 種	設備修繕工事
5	工事概要	舞台吊物機構設備修繕…1式、ワイヤロープ…1式、マニラロープ…1式、リミットスイッチ…1式、Vベルト…1式
6	契約金額	¥39,600,000
7	契約日	令和5年10月6日
8	工事期間	令和5年10月7日 ～ 令和6年3月31日
9	請負業者	住 所 三重県津市雲出長常町1129-11 商号又は名称 カヤバCS(株) 代 表 者 代表取締役 庄子和昌

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したものを。

本件は、鏡文化センターホール舞台上部の舞台吊物機構設備が経年劣化により、安全が保証できなくなっているため、設備修繕を行うものである。(設置から24年経過)

舞台吊物機構設備は数百kgもの板等を吊っている関係上、人命に関わる大変危険な設備であり、当該設備の落下事故防止や暴走時の安全装置の調整、ブレーキの調整、動作限界の調整やそれに伴う修繕を行う必要がある。

仮に他の業者が同修繕を行った場合、誤作動や機器不具合による事故における責任所在が不明確となる恐れがある。

以上の理由により、本施設の舞台吊物システムを構築し、現在保守点検業務委託を履行中で、本施設の設備の特性を理解しているカヤバCS株式会社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約を行うものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年1月5日